

第1章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

国は、2000 年(平成 12 年)、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下、「人権教育・啓発推進法(※)」という。)を制定し、この第5条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、地方公共団体に対して、人権教育・啓発に関する計画の策定と実施を求めました。

阿賀野市では、2016 年(平成 28 年)3月、基本理念「元気で明るく活力のある魅力的なまち」を掲げた「阿賀野市総合計画」を策定し、その施策の一つとして「人権を尊重するひとづくり」に取り組んでいます。

そこで、市民一人一人が人権尊重の理念について理解を深め、「一人一人の人権が等しく尊重され、分け隔てなく参画できる社会」の実現を目指し、人権教育・啓発の取組を総合的にかつ計画的に進めるため、「阿賀野市人権教育・啓発推進計画」(以下、「推進計画」という。)を策定しました。この推進計画が5年経過したことから、人権教育・啓発に関する施策を引き続き進めるため、「第2次阿賀野市人権教育・啓発推進計画」を策定することとしました。

※ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

この法律は、人権尊重の緊要性に関する意識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に、2000 年(平成 12 年)12 月6日に施行されました。

(2) 計画の性格

- ① 本市における人権教育と人権啓発の施策を進めるための指針であり、各種個別の施策の基本となる計画です。
- ② 市民との協働及び国、県、関係市町村、関係機関、関係団体との連携・協力によって実現していく計画です。

(3) 計画の期間

推進計画の期間は、2024 年(令和6年)度から 2028 年(令和 10 年)度までの5年間とします。

なお、人権関係を取り巻く環境は、様々な社会情勢や経済情勢、国際情勢等により常に変化していることから、最終年にあたる 2028 年(令和 10 年)度に見直しを行う予定です。また、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

2 策定の背景

(1)国際的動向

1948 年(昭和 23 年)、「人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」とうたった「世界人権宣言」が国際連合(以下、「国連」という。)の総会において採択されました。

1966 年(昭和 41 年)には、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力をもたせるため、「国際人権規約」が採択され発効されました。

以降も、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」等多くの人権条約が採択され発効されてきました。

1994 年(平成 6 年)の国連総会においては、1995 年(平成 7 年)から 2004 年(平成 16 年)までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。その後、これらの取組を更に進めるため、2004 年(平成 16 年)の国連総会において「人権教育のための世界プログラム」が採択されました。

さらに、2011 年(平成 23 年)の国連総会において「人権教育及び研修に関する国連宣言」が行われました。

なお、人権の保障は、以前にも増して重要な国際問題となっており、2015 年(平成 27 年)の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、人権尊重の考え方が通底しています。このSDGsの達成に向けて、世界では様々な取り組みが進められています。

(2)国・県の動向

我が国においては、1946 年(昭和 21 年)に「基本的人権の尊重」をうたった「日本国憲法」が公布されました。この憲法のもと「教育基本法」、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」などの法律が施行されるとともに各種施策が実施されてきました。

また、国際社会の一員として、1956 年(昭和 31 年)に国連に加入し、国際的な取組の流れの中で「国際人権規約」をはじめとした人権諸条約の締結とそれらの趣旨を踏まえた国内法の整備、「国際婦人年」や「国際児童年」、「国際障害者年」等の多くの国際年に取り組むなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推

進されてきました。

国連決議の「人権教育のための国連 10 年」に関する国の取組として、1997 年(平成9年)に『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画(国内行動計画)が策定され、人権教育を推進するにあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題など9つの重要課題を掲げ、積極的に取り組むこととされました。

特に、我が国固有の人権問題である部落差別問題(同和問題)については、1965 年(昭和 40 年)に同和対策審議会から答申が出され、その答申の中で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる課題である」と規定した上で、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、国において具体的な解決の方向性を明らかにしたことを受けて、1969 年(昭和 44 年)には「同和対策事業特別措置法」、1982 年(昭和 57 年)に「地域改善対策特別措置法(地対法)」、1987 年(昭和 62 年)に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」が施行され、同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、さらに、人権擁護活動の強化などが国をあげて取り組まれました。

これらの特別対策は、2002 年(平成 14 年)3月末まで 33 年間実施されてきました。

また、1997 年(平成9年)には、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備し、人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付け、同法に基づき人権擁護推進審議会が設置されました。同審議会において、1999 年(平成 11 年)には、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について、2001 年(平成 13 年)には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。

これまでの国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進審議会からの答申を踏まえた諸施策のより一層の推進を図るため、人権教育・啓発に関する施策については、2000 年(平成 12 年)に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に国の責務とともに、地方公共団体の責務と国民の責務が明記されました。

また、同法に基づき、2002 年(平成 14 年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、これにより、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることになりました。

2016 年(平成 28 年)には、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が公布され、恒久的な法律として国と地方公共団体の責務が規定されました。

また、同年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消推進法）及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」も施行され、国内の人権政策に大きな前進がもたらされました。

新潟県においては、同和対策事業特別措置法に基づき、1970年（昭和45年）に庁内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して同和問題の解決のために各種施策を行ってきました。

さらに、個別の人権課題ごとに、「新潟県長期総合計画」と整合した独自の計画や方針をもち、それぞれ人権に配慮した施策を実施しています。1998年（平成10年）には、福祉保健課に人権啓発室が設置され、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発に関する法律」が施行されたことに伴い、2004年（平成16年）に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」が策定されました。この指針の中で、「市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務がある」と明記されました。

指針は、2020年（令和2年）に社会情勢の変化や障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消などの人権に関する法整備を踏まえ、全面改定を行いました。

さらに新型コロナウイルス感染症が発生し、感染者への差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等を防止する取組をより一層推進するために、2021年（令和3年）にも改定を行ったところです。

また、地域の人権問題として2009年（平成21年）に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し、新潟水俣病患者の福祉の増進と理解を深め、偏見や中傷をなくすための教育啓発の推進、地域に及ぼした深い亀裂の修復などを目的に様々な施策を行っています。

（3）阿賀野市の現状

2004年（平成16年）に安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村の4町村が合併し、新市として、阿賀野市が誕生しました。

阿賀野市においては、市民生活課に相談係を設け、人権に関わる各種相談活動及び啓発活動を行ってきました。

また、学校教育課及び生涯学習課とともに人権教育の推進を進め、一人一人が人権の意識や重要性を認識し、人権が尊重される社会を築くことを目指してきました。

特に学校教育においては、いじめ防止と解消のために、各種研修会などを通じて教職員の理解を深め、人権教育、同和教育の推進に努めています。

2011年（平成23年）には、法律事務所等の第3者による戸籍等の不正取得事件が

発生したことによって、不正な交付請求を抑止するために本人通知制度〈※〉を実施しました。

また、近年、インターネットにおける人権侵害が深刻化したことからインターネット掲示板等への悪質な差別書き込みを監視するモニタリング事業を開始しました。

2015 年(平成 27 年)には、一人一人が生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指す「阿賀野市高齢者福祉計画・第6期阿賀野市介護保険事業計画」と一人一人が生き生きと安心して、ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を実現するために「第4期阿賀野市障がい福祉計画」をそれぞれ策定し、各分野において人権に配慮した施策を推進するとともに、高齢者や障がい者の虐待、配偶者への暴力など人権に関する様々な問題解決に向けた支援を行ってきました。

2021 年(令和3年)には、「第4次阿賀野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているところです。

2022 年(令和4年)に実施した「まちづくりアンケート」の結果を見ると、「差別や偏見のないまちになっていると感じる市民の割合」は 49.2%と約半数の市民がまだまだ人権が尊重されていないと感じています。

そのため、第2次推進計画を策定し、人権尊重の理念が根付き、差別や偏見のないまちの実現を目指して施策を一層推進していくこととしました。

※ 本人通知制度

本人以外の第三者からの請求によって戸籍謄本や住民票の写しなどを交付したことを登録した本人に通知する制度です。

3 計画の体系

